

LEC 会計大学院
研究倫理・引用ガイドライン
税法論文・財務分析論文 対応版

2026年4月
研究指導委員会

本ガイドラインは文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に準拠するとともに、本学「修士論文作成・提出要項」の引用規則を補完するものです。

第1章 目的・適用範囲・位置づけ

1-1 目的

本ガイドラインは、本学大学院における研究活動および修士論文の作成において、研究倫理に関する基本的考え方を示し、研究不正（捏造・改ざん・盗用）の防止と公正な研究活動の推進を目的とします。

本ガイドラインは「何が研究不正に当たるか」を明確にすることに主眼を置きます。論文の書き方・質の向上に関する指導は、別途指導教員および研究指導を通じて行われます。

1-2 適用範囲

- 本学大学院に在籍するすべての院生（修士論文執筆者を含む）
- 本学大学院の教員（論文指導・審査に関わるすべての者）
- 修士論文のほか、授業内レポート・査読論文投稿等にも準用します

1-3 法的根拠・準拠文書

文書・法令	主な内容	本学との関係
文科省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年）	捏造・改ざん・盗用の定義、調査体制、措置	本ガイドラインの基本枠組み
著作権法第13条	法令・判決文は著作権の目的外（自由に引用可）	判決文・通達の取扱いの根拠
著作権法第32条	引用の適法要件（必然性・主従関係・明瞭区分・出所明示）	引用ルールの根拠
著作権法第35条	授業目的での複製・公衆送信の範囲	授業内資料配布・オンライン授業 ※修士論文は授業ではないため、本条の例外は適用されません。無断複製は不可です
著作権法第48条	出所明示義務	引用時の出典表示義務の根拠
最高裁昭和55年判決（パロディ事件）	明瞭区分性・主従関係の2要件	引用適法性の判断基準
本学「修士論文作成・提出要項」	引用方法・参考文献の書式	本ガイドラインと一体的に適用

第2章 研究不正の定義と禁止行為

2-1 特定不正行為（文科省ガイドライン準拠）

文部科学省ガイドラインは、以下の3類型を「特定不正行為」として定義しています。本学でも同定義を採用します。

類型	定義	論文執筆における例
捏造	存在しないデータ・研究結果等を作成すること	財務データを架空で作成する、実在しない裁判例を引用する
改ざん	研究資料・過程を変更し、データ・結果等を真正でないものに加工すること	財務諸表の数値を意図的に変更して分析に使用する
盗用	他の研究者のアイディア・分析方法・データ・研究結果・論文・用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること	出典を示さずに先行研究の見解を自説として記述する

【重要】 捏造・改ざん・盗用は研究者としての存在意義を否定するものであり、いかなる事情があっても許されません（文科省ガイドライン第1節4）。

2-2 盗用（剽窃）に該当する行為

以下の行為は、「盗用」として研究不正に認定される可能性があります。

- 他者の文章表現を出典なしに自己の文章として記述すること
- 先行研究の学説・見解を、言い換えのみで出典を示さず自説として提示すること
- 他者の論文の章構成・論証の流れをそのまま模倣し、出典を示さないこと
- 先輩院生の修士論文の記述を、了解なく自己の論文に使用すること
- 同一職場等で同テーマを引き継ぎ、前任者の記述をそのまま使用すること

本学では図書館において先輩論文の閲覧はできません。先輩・後輩間での論文データの授受も、研究不正の温床となり得るため禁止します。類似度判定システムにより、こうした流用は検出されます。

2-3 盗用（剽窃）と著作権侵害の関係

盗用と著作権侵害は、しばしば混同されますが、問題の性質・根拠・判断基準がそれぞれ異なります。両者は重なる場合もありますが、一方のみが問題となるケースも多くあります。

盗用（剽窃）は研究倫理の問題です。根拠は文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「文科省ガイドライン」）第1節3であり、「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」と定義されています。著作権法とは独立した概念であり、**著作権法が保護しないアイデア・論証の構造・分析の枠組み**であっても、**出典を示さずに自己のものとして使用すれば盗用に該当**します。

著作権侵害は法律上の問題です。根拠は著作権法第32条であり、**公表された著作物の引用は「公正な慣行に合致」し「引用の目的上正当な範囲内」で行われなければならない**と定めています。出典を正しく明示していても、**主従関係や明瞭区分性¹を欠く引用は著作権侵害になり得ます**。なお、著作権法は「表現」を保護するものであり、**アイデアや事実そのものは保護対象ではありません（アイデア・表現二分論）**。

	盗用（剽窃）	著作権侵害
根拠	文科省ガイドライン第1節3（盗用の定義）	著作権法第32条（引用の適法要件）
問題の性質	研究者倫理・学術誠実性	法的権利
保護される対象	アイデア・論証の構造・分析の枠組みを含む「 知的成果 」全般	著作権法上保護される「 表現 」のみ（アイデア・事実は対象外：アイデア・表現二分論）
判断の核心	出典表示の有無	引用の適法要件の充足（主従関係・明瞭区分性等）
判断の基準となる 裁判例・文書	文科省ガイドライン 各大学の研究倫理規程	最高裁昭和55年判決（パロディ事件） 著作権法第48条（出所明示義務）
出典を示した場合	原則として盗用にならない	要件を満たさなければ著作権侵害になり得る
出典を示さない場合	引用量にかかわらず盗用となる	無断複製の量・態様による
著作権対象外の素材（判決文・法令・アイデア・事実等）	出典なしで使用すれば 盗用となり得る	著作権侵害にはならない

この表から、両者の関係は以下のように整理できます。

- **盗用かつ著作権侵害**：他者の論文の文章を出典なしにそのまま転用する

¹ 最高裁第三小法廷 昭和55年3月28日判決 昭51（オ）923号「損害賠償請求事件（パロディ写真最高裁判決事件）」（Westlaw Japan【文献番号】1980WLJPCA03280017）

- **著作権侵害ではないが盗用に該当する**：判決文・法令・アイデアを出典なしに自説として使う（著作権対象外だが研究倫理上は問題）
- **著作権侵害だが盗用ではない**：出典を明示しているが、引用量が過大で主従関係を欠く
- **どちらでもない**：出典を明示した上で、適法な範囲内で引用する

【税法論文における留意点】 判決文・法令・通達は著作権の対象外（著作権法第13条）であるため、これらを出典なしに使用しても著作権侵害にはなりません。しかし、出典を示さずに自説として提示すれば盗用に該当します。また、**判例評釈（評釈執筆者の著作物）は著作権の保護対象**であり、著作権法第32条の引用要件を満たす必要があります。判決文と判例評釈は著作権上の扱いが全く異なる点に注意してください。

2-4 その他の不正行為

- 二重投稿：他誌に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
 - 自身が過去に作成したレポートや発表済み論文の一部を再利用する場合は、適切に出典を明記（『筆者による〇〇年度授業レポートを改訂』等）してください。これを行わない場合は自己剽窃とみなされる可能性があります。
- 不適切なオーサーシップ：論文著作者が適正に表示されないこと
- 生成 AI 不正使用：AI が生成したテキストを自己の文章として提出すること（第5章参照）

第3章 著作権法の体系と引用の適法要件

3-1 著作権法上の「著作物」と「非著作物」の区別

引用の適法性を判断するためには、まず引用対象が著作物かどうかを確認する必要があります。

資料の種類	著作権法上の位置づけ	引用上の取扱い
判決文（判示・主文・事実認定）	著作権の目的外（第13条）	自由に引用可。ただし内容を正確に引用すること
判例評釈・判例解説	著者の著作物	著作権法第32条の引用要件を満たす必要あり
法令・通達	著作権の目的外（第13条）	自由に引用可
逐条解説・コメント（文章部分）	著者の著作物	著作権法第32条の引用要件を満たす必要あり
有価証券報告書	企業の作成物（著作権あり）	引用要件を満たせば引用可。出典を明示
学術論文・書籍	著者の著作物	著作権法第32条の引用要件を満たす必要あり
財務データ・数値情報（事実）	情報・事実そのものは著作権対象外	出典は必ず明示。データの加工・改変は不可

【重要な区別】 判決文そのものは著作権の対象外ですが、判例評釈（評釈を書いた著者の著作物）は全く別の扱いになります。論文執筆では両者を常に区別してください。

3-2 引用の適法要件（著作権法第32条）

著作権法第32条は、引用が適法であるための条件として「公正な慣行に合致するもの」であり、かつ「引用の目的上正当な範囲内」で行われることを定めています。この「公正な慣行」とは、学術分野において研究者コミュニティが慣行として認めてきた引用の作法のことであり、単に形式要件を満たすだけでなく、学術的誠実性に基づいた引用であることが求められます。

この「公正な慣行」の具体的内容として、判例（最高裁昭和55年判決）および学説上、以下の要件が確立しています。他者の著作物を引用する場合、これらをすべて満たす必要があります。

1. 公表済みの著作物であること
2. 引用の必然性があること（自己の論述に必要な範囲で引用する）
3. 主従関係が明確であること（自己の論述が主、引用部分が従）
4. 明瞭区分性があること（引用箇所と自己の文章が明確に区別できる）
5. 改変しないこと（原文を正確に再現する）
6. 出所を明示すること（著作権法第48条・本学作成要項に従った形式）

なお、税法論文における判例の重要な判示（裁判所の法的判断を示す部分）については、要約によって判決の意図が歪められるリスクがあることから、原文のまま引用することが学術的慣行として望ましいとされています。これは上記 5（改変しないこと）および「公正な慣行」の観点からも支持されます。

第4章 本学要項に基づく引用・参考文献の具体的作法

4-1 引用の基本形式（本学要項準拠）

引用の書式は本学「修士論文作成・提出要項」に従います。以下に主なケースを示します。

(1) 著者名を登場させて引用する場合

著者名（発行年）は「・・・」（頁）と述べている。

例：金子（2016）は、「租税は、国家が、特別の給付に対する反対給付としてでなく、公共サービスの財源を調達するために、法律の定めに基づいて私人から強制的に徴収する金銭給付である」（p.3）と定義する。

(2) 著者名に言及せずに引用する場合

「・・・」という見解もある（著者名, 発行年, 頁）。

例：「租税回避は違法ではないが、租税法律主義の趣旨に反する」という見解もある（品川, 2003, p.35）。

(3) ブロック引用（概ね3行以上の引用）

「」でくくらず、左のみ3文字インデントを設定し、前後1行ずつ空ける。引用箇所末尾に（著者名, 発行年, 頁）を付す。

例（本学修士論文フォーマット p.3 参照）：

松沢（2003）は、同族会社の行為計算否認規定について以下のように述べている。

公平は法に内在する条理であり、法律はその具現化と考えれば、本来両者は矛盾するものではない。法人税法も……準用されてしかるべきものと思われる。（p.47）

(4) コンメンタールの引用

コンメンタールは法条・項目ごとに独立した文献として扱います。

例：武田（1979a）の要旨によれば「・・・」とされる。

例：貸倒れに関する通達は、武田（1979b）の注釈②において次のように示されている。

コンメンタールの「文章表現」は著者の著作物です。文章をそのまま引用する場合は出典を明示し、引用要件を満たす必要があります。

4-2 判決文・判例評釈の引用

引用対象	著作権上の扱い	引用の作法
判決文（主文・理由）	著作権の対象外	脚注に引用（作成要項ホ参照）。重要な判示は原文引用が望ましい。要約する場合は意図を歪めないよう注意
判例評釈	著者の著作物	著作権法第 32 条の要件を満たして引用。本文中に出典（著者名, 年, 頁）を明示

参考判例リストの記載形式（本学要項 p.8 参照）：

- 判例集から引用する場合：判決法廷 判決日・事件番号「事件名」判例集巻号 頁
- データベースから引用する場合：判決法廷 判決日・事件番号「事件名」（データベース名【文献番号】）

4-3 有価証券報告書の引用

財務分析論文では有価証券報告書が重要な資料となります。

- 本文中の出典表示：（企業名, 発行年）の形式
- 参考文献リストへの記載：企業名, 発行年, 「タイトル」.
- データを加工・集計した場合：「○○をもとに筆者が作成」と図表下に明記
- データそのものは事実情報であり著作権対象外ですが、出典の明示は必須です

4-4 孫引きの禁止

他の文献で引用されている文献を、直接原典に当たらずに自論文に引用すること（孫引き）は原則として禁止します。必ず原典を確認し、原典から引用してください。絶版等で原典の確認が著しく困難な場合に限り、「○○（2020）からの孫引き」等と明記することで許容される場合がありますが、このようなケースでは、まずは指導教員に相談してください。

4-5 参考文献リストの構成と順序

本学要項に従い、以下の順で記載します。

- 日本語文献（著者氏名の五十音順）
- 外国語文献（ファミリーネームのアルファベット順）
- 新聞記事
- 著者を特定できない Web ページ（本文引用順）：ページタイトル、URL（ハイパーリンクは削除）、閲覧日（○年○月○日閲覧）を明記
- 裁判例（年月日順）
- 裁決例（年月日順）
- 有価証券報告書（発行年順）

第5章 生成 AI の利用に関する指針

5-1 基本原則

生成 AI は、学術的思考・文献探索・論証の補助ツールとして活用できますが、論文本体は院生自身の思考・分析・記述によるものでなければなりません。

5-2 許容される使用

- 文章の校正・表現改善の参考
- 論点の整理・思考の補助（ブレインストーミング的利用）
- 文献・先行研究の存在確認の補助（ただし必ず原典を確認すること）

文章の校正や論点整理に生成 AI を利用した場合は、論文の『序論』または『参考文献』の後等に、利用した AI の名称と利用範囲を明記すること

5-3 禁止される使用

- AI が生成したテキストを、修正なしに論文本体として提出すること
- AI が生成した論述を自己の見解として提出すること（盗用に準じて扱います）
- AI に指示して判例の内容を生成させ、原典確認なしに引用すること
- AI が生成した財務データや統計数値を事実として論文に記載すること

AI が生成した回答に含まれる**架空の裁判例、法令、文献情報、数値データ**を確認せずに引用し、結果として虚偽の内容を記載することは、意図したものでなくても**捏造**と見なされる場合があります。

第6章 盗用として問題になりやすい記述の NG 例

以下は本学大学院の税法論文・財務分析論文において盗用と評価されやすい具体的な記述パターンです。

NG 例① 出典なしに先行研究の見解を自説として記述

【NG】「法人税法第 34 条が合理的理由のない役員給与を損金不算入とする趣旨は、恣意的な利益調整を防ぐためである。」

【OK】「法人税法第 34 条が合理的理由のない役員給与を損金不算入とする趣旨は、恣意的な利益調整を防ぐためであるとされる（品川, 2003, p.38）。」

NG 例② 判例評釈の言い換え+出典なし

【NG】「最高裁は、本件において同族会社の行為計算否認規定を非同族会社に対しても準用できると判断した。」（評釈の要旨をそのまま言い換え・出典なし）

【OK】（評釈を正確に引用し出典を明示）「最高裁は……と判断した（武田, 1979a）。」または判例評釈を適切に引用した上で、自己の分析を加える。

NG 例③ 有価証券報告書のデータを出典なしに記載

【NG】「2022 年度の A 社の売上高は 1 兆 2,345 億円であり、前年比 5.3%増であった。」（出典なし）

【OK】「2022 年度の A 社の売上高は 1 兆 2,345 億円（前年比 5.3%増）であった（A 社, 2022）。」

NG 例④ 先輩論文の構成・記述をそのまま踏襲

先輩院生の論文（図書館所蔵・個人授受を問わず）の記述・構成を無断で使用することは盗用です。同一職場・同一テーマで論文を「引き継ぐ」行為も禁止します。類似度判定システムにより検出されます。

附録1 研究データの保存について

研究データの一定期間の保存・開示

本大学院では修了生に対し、修士論文の証拠能力を担保するため、修士論文の根拠となった参考文献、財務データ、分析用ファイル等を学位授与後 10 年間もしくは国税庁による研究認定を受けるまでのいずれか長い期間、保存することを義務付けます。これらは、必要に応じて開示できる状態で保管してください。

附録 2 論文提出前チェックリスト

研究倫理・引用確認チェックリスト

【全般】

- 捏造・改ざん・盗用に当たる行為は行っていない
- 先輩論文・他者の論文の記述を無断で使用していない
- 生成 AI が生成したテキストをそのまま論文に記載していない
- 過去の自分の著作物（レポート等）を再利用する場合、適切に出典を明記している（自己剽窃の防止）

【引用・出典】

- すべての引用箇所に出典（著者名, 発行年, 頁）を明示している
- 引用箇所と自己の論述が明確に区別されている
- 引用文の原文を正確に再現しており、改変していない
- ブロック引用（概ね 3 行以上）はインデント形式で記載している

【判決文・判例評釈】

- 判決文（著作権対象外）と判例評釈（著者の著作物）を区別して取り扱っている
- 重要な判示は原文のまま引用し、要約による意図の歪曲を避けている
- 裁判例は参考判例リストに所定の形式で記載している

【財務分析論文】

- 有価証券報告書・財務データの出典を明示している
- 自己作成の図表に「〇〇をもとに筆者が作成」と明記している
- 財務データを改ざん・捏造していない

【参考文献リスト】

- 本文中で引用したすべての文献が参考文献リストに記載されている
- 参考文献リストは本学要項に定める形式・順序で記載されている
- URL はハイパーリンクを削除し、閲覧日を明記している

【生成 AI の利用】

- 生成 AI が生成したテキストをそのまま（自己の文章として）論文に記載していない
- （生成 AI を利用した場合）利用した AI の名称と利用範囲を、序論または参考文献の後に明記している

附録 3 著作権法関連条文（抜粋）

著作権法第 13 条（著作権の目的とならない著作物）

次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 憲法その他の法令
- 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

著作権法第 32 条（引用）

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

著作権法第 35 条（学校その他の教育機関における複製等） ※抜粋

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（……）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。